

# 貸金庫規定

室蘭信用金庫

(2020年4月1日改定)

## 第1条 反社会的勢力との取引拒絶

(1) この貸金庫は、借主（取引名義人が法人の場合は、当該法人の役員等を含む。また、代理人がある場合は代理人を含む）が次の(2)①または(2)②のいずれにも該当しない場合に利用することができ、(2)①、または②の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(2) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、または、下記①に該当しないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第11条(1)と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

① 借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）、または次の各号のいずれかに該当する者

- ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合。

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- オ その他前アからエに準ずる行為

## 第2条 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券・株券その他有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

## 第3条 契約期間等

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしない限りこの契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

## 第4条 利用料

- (1) 貸金庫利用料は、毎年4月の当金庫所定日に口座振替により1年分を前払いしていただきます。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1カ月として、その月から月割計算によりお支払いいただきます。
- (2) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用されます。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から前払い分の利用料を月割り計算でお返しします。

## 第5条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いの上、借主が届出の印章で封印し当金庫が保管します。

## 第6条 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主が届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。自動貸金庫の開庫にあたっては、借主または代理人がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号を液晶タッチパネルで操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。
- (2) 自動貸金庫以外の開庫にあたっては、当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。自動貸金庫において、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、所定の「貸金庫開閉届」に必要事項を記入のうえカードと共に窓口に提出してください。
- (3) 貸金庫格納品の出し入れは、所定の場所で行ってください。
- (4) 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ退出してください。

## 第7条 届出事項の変更等

- (1) 印章（自動貸金庫はカードを含む）を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、自動貸金庫はカードの暗証番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当支店に届け出してください。
- この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しない場合でも通常到達したものとみなします。

#### 第8条 印章、鍵の喪失時の取扱

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合（自動貸金庫の場合はカードも含む）の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) 自動貸金庫のカードを失った場合および毀損によるカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。なお、失った場合の再発行については当金庫所定の方法により表示する手数料をお支払いいただきます。

#### 第9条 暗証番号・印鑑照合等

- (1) 申込書、諸届その他貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取り扱いを行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵については当金庫は確認する義務を負いません。
- (2) 自動貸金庫において、当金庫が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫の開庫の確認を行ったうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 自動貸金庫操作機の故障等の場合に、貸金庫取引に関する書類に使用された届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取り扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 第10条 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

## 第11条 解約等

- (1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章、自動貸金庫においてはカードも持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵を失ったまま解約するときはこのほか第8条(2)に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合、及び当金庫は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が利用料を支払わないとき
  - ② 借主が行方不明のとき
  - ③ 借主について相続の開始があったとき
  - ④ 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与える、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき
  - ⑤ 店舗の改装、閉鎖その他、相当の事由があるとき
  - ⑥ 正鍵の改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
  - ⑦ 借主または代理人が貸金庫規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、第1条(2)①のいずれかに該当し、または第1条(2)②の各号のいずれかに該当する行為をし、若しくは、第1条(2)①に該当しなすことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合も当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
- (4) (1)、(2)、または(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。この場合、第4条(3)に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。
- (5) (1)、(2)、または(3)による明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分が困難な場合には破棄ができるものとします。なお、貸金庫の開庫に際して当金庫に公証人の立会いを求めるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 利用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金を充當できるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫から請求があり次第お支払いいただきます。

## 第12条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当金庫が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 第13条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第14条 譲渡、転貸の禁止

- (1) 貸金庫の利用権は譲渡、転貸または質入することはできません。
- (2) 正鍵およびカードは譲渡、貸与または質入することはできません。

## 第15条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。  
なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

## 第16条 準拠法、合意管轄

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上